

(平成21年5月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 6 月までの期間及び平成 2 年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から平成元年 6 月まで
② 平成 2 年 3 月から同年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻が銀行で一括して納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻から聴取したところ、「20 数年前のことなので確かな記憶ではないが、国民年金保険料の未納期間があったことから、役場で何枚もの納付書を発行してもらい、この納付書に現金を添えて、何回かに分けて銀行で納付した記憶がある。」との証言が得られたが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の、申立期間より後の期間の国民年金保険料が、平成 3 年 8 月から 4 年 12 月にかけて 4 回に分けて過年度納付された記録が確認できるとともに、最初の過年度納付が行われた 3 年 8 月の時点で、申立期間はすべて時効により納付できない期間であることから、申立人の妻が納付したと記憶しているのは、申立期間より後の期間の保険料であったと考えられる。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していないとしており、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によると、平成 4 年 12 月にいったん過年度納付されたものの、既に時効により納付できない期

間であったことから、5年1月5日付けで還付決定がなされたことが確認できる。

また、申立人は当該還付決定について、通知を受けた記憶は無いとしているが、当該還付決定に係る還付金が申立人の銀行預金口座に振り込まれた記録があることを説明したところ、受け取った可能性についての否定は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 581(事案 182 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 39 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、母が母と二人の姉の保険料と合わせて、集金に来ていた町内の人に納付していたはずである。母も姉も納付済みとされているのに私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であるとともに、申立人が所持している国民年金手帳は昭和 39 年 8 月に交付されたものであり、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によらなければ納付できなかったと考えられるところ、過年度保険料を扱わない納付組織で申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張は不合理であることや、申立人自身、現在所持しているもの以外の国民年金手帳を見た記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の決定に納得がいかないと主張しているが、申立期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から平成元年 3 月まで

昭和 54 年 11 月に結婚した後、同居していた義妹が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。また、義妹が結婚して家を出た後は、自分が夫と合わせて二人分の保険料を納付していた。保険料については、基本的に同居していた家族の分をまとめて納付していたので、納付又は免除の記録も同様になっているはずであり、自分だけが未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人に係る国民年金加入手続きを行い、保険料を納付したとするその義妹から聴取しても、当時の記憶は不明瞭^{りょう}であり、申立人の主張を裏付ける証言は得られなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 3 月に払い出されており、この時点で申立期間の大部分は時効により納付できない期間であるとともに、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から58年11月まで

昭和39年10月に会社を退職後、国民年金への加入手続を行った。その後、退職するたびに自分で厚生年金保険との切替手続をしていたが、申立期間については、夫が勤務していた会社で切替手続をしてくれて、保険料は夫の給与から天引き後、夫が勤務していた会社を通じて納付してもらっていたはずなので、申立期間の保険料が納付済みとなっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、その夫の給与から天引き後、夫が勤務していた会社を通じて納付していたと主張しているが、夫が勤務していた会社の事業主は既に亡くなっており、給与台帳等当時の関係帳簿について調査することはできず、保険料納付状況が不明である。

また、申立人は昭和39年10月に国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録では、58年12月に任意加入したことにより払い出されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であったことが推認でき、申立期間の保険料納付書が交付されていたとは考え難い。

さらに、申立人の住所の異動は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から28年8月31日まで

私は、昭和25年8月1日からA役場に勤務し、その後、26年4月1日から、B事業所が経営するC事業所に勤務場所が変わったが、この間、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が無いことはおかしいので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D市が保管している職員台帳及び申立人の具体的な記憶から、A役場及びC事業所に勤務していたことは認められるものの、勤務していた期間については、当該台帳の記録と申立人の主張に差違がある。

また、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書及び確定申告書等の資料は無い上、申立人は、厚生年金保険料控除に関する記憶が不明瞭である。

さらに、A役場は、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、一方、B事業所は、当時、厚生年金保険適用事業所であるが、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、同名簿の健康保険の整理番号にも欠番は無い。

加えて、当時の事業主及び同僚は既に死去していることから、厚生年金保険の適用状況等を聴取することができない上、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 58 年 4 月まで

私は昭和 58 年 2 月に A 事業所に入社し、入社時の給料より健康保険料と厚生年金保険料を引かれていたと記憶しているので、給与明細書等は無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所は既に全喪している上、申立人は当時の上司、事務担当者に関する記憶が不明瞭^{りょう}で、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

また、申立ての事業所は、昭和 59 年 11 月 1 日に全喪しており、当時の状況を確認することができず、社会保険庁のオンライン記録及び被保険者名簿によると申立期間における申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録も確認することができない。

このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 1 日から 5 年 1 月 31 日まで

私は、A市でB事業所を経営していた。平成2年6月から会社の状況が変わり、現金でC社会保険事務所に保険料を納めるようになったが、同月から全喪するまでの期間、標準報酬月額が大幅に下げられている。給料の支給額は、保険料を現金で納めるようになる以前から変わっていないのに、標準報酬月額が下げられているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録から、B事業所の申立期間に係る被保険者記録を確認しても、さかのぼって標準報酬月額を減額改定している記載や不自然な訂正箇所は見当たらない。

さらに、当該事業所は、平成5年1月31日に全喪しており、元事業主である申立人に照会しても、申立期間当時の資料は保管しておらず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 1 日から 5 年 1 月 31 日まで

私は、代表取締役である夫と共に、A市でB事業所を経営していた。平成2年6月から会社の状況が変わり、現金でC社会保険事務所に保険料を納めるようになったが、同月から全喪するまでの期間、標準報酬月額が大幅に下げられている。給料の支給額は、保険料を現金で納めるようになる以前から変わっていないのに、標準報酬月額が下げられているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録から、B事業所の申立期間に係る被保険者記録を確認しても、さかのぼって標準報酬月額を減額改定している記載や不自然な訂正箇所は見当たらない。

さらに、当該事業所は、平成5年1月31日に全喪しており、元事業主である申立人の夫に照会しても、申立期間当時の資料は保管しておらず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで
昭和 35 年 11 月 1 日から、A事業所B出張所に勤務していたはずなので、資格取得日が 36 年 3 月 1 日となっているのはおかしい。申立期間中から継続して勤務しているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A事業所B出張所で継続勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人と同時期に入社した同僚3名についても、申立期間は試用期間であり、昭和 36 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

さらに、同僚2名からは、「入社後、試用期間があり、厚生年金保険には加入していなかった。」との証言を得ている。

加えて、当該事業所の複数の事務担当者から、申立てに係る具体的な証言が得られない上、社会保険事務所に保管されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。